

事後審査型制限付き一般競争入札共通事項
(総合評価落札方式用)

1 入札手続

(1) 入札は公告で指定された入札方法によるものとする。

(2) 各方式の入札手続きについて

①【施工能力評価方式による入札の場合】

入札参加希望者は、公告で指定された評価項目算定資料受付日時に、評価項目算定資料を宇都宮市理財部契約課に提出することとし、契約課は、提出書類受付時に受付票を発行するものとする。なお、当該書類を提出した者は、原則として当該競争入札に参加できるものとする。

②【実績評価方式による入札の場合】

公告で指定された提出期限、提出場所、提出方法を確認の上、評価項目算定資料一覧表を提出すること。

(3) 提出書類の様式等は、入札情報システム又は市ホームページからダウンロードするものとする。

2 入札の留意事項

(1) 提出した入札書及び評価項目算定資料の書換え、引換え、又は撤回は認めない。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の範囲内で総合点の最も高い者を落札第1順位者（以下「第1順位者」という。）とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類（以下「確認申請書類」という。）の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該第1順位者を落札候補者とする。なお、満たしていない場合は当該第1順位者を失格とし、次順位者から順次資格審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

ただし、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施する。調査の結果、その入札価格であっても当該契約に適合した履行が可能であると判断された場合は、当該第1順位者を落札候補者とする。なお、調査の結果、履行が不可能であると判断された場合は、当該第1順位者を失格とし、次順位者から順次資格審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

落札候補者については、学識経験者の意見聴取を行い、入札参加審査委員会において審議した上で、落札者として決定する。ただし、意見聴取については、学識経験者から不要であった場合は省略する。

なお、開札の結果、第1順位者がいない場合は当該入札を不調とする。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札候補者とするための入札参加資格の確認を行うため、第1順位者は、次により、求められる書類を提出し、審査を受けなければならない。

【施工能力評価方式による入札の場合】

① 確認申請書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書
- ・上記により求められている書類

② 確認申請書類の配布

- ・入札情報システムからダウンロードする。

【実績評価方式による入札の場合】

① 確認申請書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格要件確認申請書
- ・上記により求められている書類

② 技術評価点確認書類

- ・評価項目算定資料

③ 確認申請書類等の配布

- ・入札情報システム及び市ホームページからダウンロードする。

(2) 確認申請書類等の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限：提出を求められた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）とする。

② 提出場所：宇都宮市理財部契約課（5階）

③ 提出方法：電子入札システム又は持参とする。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札候補者の決定の可否については、確認申請書類等が提出された日の翌日から原則2日以内（市の休日を除く。）に通知する。

(4) 第1順位者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 第1順位者が提出期限内に第3項第1号で求める確認申請書類等を提出しないときは、当該第1順位者のした入札は効力を失う。

4 入札の無効

【施工能力評価方式による入札の場合】

評価項目算定資料が提出されていない入札は、無効とする。

【実績評価方式による入札の場合】

評価項目算定資料一覧表が提出されていない入札は、無効とする。

5 総合点または評価値が同一の場合

第1順位者が2者以上になった場合には、別に指定する日時及び場所において当該入札者よるくじ引きで入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第1位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札候補者に決定する。満たしていない場合は、第2位の者から順次資格審査を行い、落札候補者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

6 低入札価格調査制度

(1) 調査基準価格は、次の基準により設定するものとする。

① 直接工事費に10分の9.8を乗じて得た額

② 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

③ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

④ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

調査基準価格は、①から④までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に

100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(2) 予定価格に110分の100を乗じて得た額を比較価格とし、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する調査基準価格とする。

(3) 開札において、第1順位者の入札価格が比較価格に対する調査基準価格未満の場合、確認申請書類の審査を保留し、失格基準の判定を実施する。

判定においては、①～⑤に掲げる項目に一つでも該当したときは、当該第1順位者を失格と判定し、すべて該当しないときは、詳細調査を実施するものとする。

ただし、各経費の区分が共通仮設費、現場管理費、一般管理費に該当しない場合は、それらに代えて⑥を適用する。

① 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における直接工事費の75%未満である。

② 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の共通仮設費が、市の設計における共通仮設費の70%未満である。

③ 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の現場管理費相当額が、市の設計における現場管理費相当額の70%未満である。

④ 当該第1順位者が入札時に提出した工事費内訳書記載の一般管理費が、市の設計における一般管理費の55%未満である。

⑤ 当該第1順位者の入札価格が、次に掲げるアからエまでの合計額（当該額が比較価格の92%を超える場合は比較価格の92%の額とし、比較価格の75%を下回る場合は比較価格の75%の額とする。）からオを減じ千円未満を切捨てた額（以下「総額基準額」という。）未満である。

ア 直接工事費に10分の9.8を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た額

オ 比較価格に10分の0.3を乗じて得た額

⑥ 当該最低価格者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費等の額が、市の設計における諸経費等の額の55%未満である。

(4) 前号の規定により第1順位者が失格になった場合は、次順位者の確認申請書類の審査を行うものとする。

ただし、次順位者が比較価格に対する調査基準価格未満の場合は、当該入札者を調査対象者とするものとする。

(5) 低入札価格調査を受けた者と契約を締結した場合の取扱いは、次のとおりとする。

① 契約金額に関わらず、技術者は専任配置とする。そのため、営業所の専任技術者は、本工事の技術者にはなれない。

② 検査・監督を強化する。

③ 「施工体制台帳」、「施工体系図」の作成、提出を義務付ける。

④ 契約保証金及び発注者が契約を解除する場合の違約金を契約金額の20%以上とする。

- ⑤ 前金払の限度額を，契約金額の30%以内とする。
- ⑥ 工期が重複する低入札価格調査該当工事の受注は，1件（上下水道局発注分を含む）までとする。
- ⑦ 現場代理人と主任技術者を同一の者が兼任することはできない。
- ⑧ 下請契約及び支払い状況調査を実施する。
 - ア. 受注者は，宇都宮市低入札価格調査制度運用要領第7条に基づき，低入札詳細調査関係書類として，下請契約書等を添えて提出しなければならない。
 - イ. 受注者は，下請け契約書等に基づき下請け代金を支払った時は，領収書等を添えて提出しなければならない。
 - ウ. 受注者は，下請負人に対する不払いが明らかとなった場合は，指名停止措置の対象とする。
- ⑨ 粗雑工事に該当した場合，指名停止期間を1ヶ月以上6ヶ月以内に加重する。

7 その他

この共通事項に定めるもののほか必要な事項は，公告で示した入札方法の共通事項によるものとする。